

11月はケアラー月間「誰かを支えるあなたも支える。」

家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上のお世話や援助をしている方をケアラーといいます。単身世帯の増加や核家族化で家族構成が大きく変わりつつある一方、「家族が介護するのは当たり前」といった考え方は根強く存在し、ケアラーが孤立して悩みを周囲に相談できない状況があります。

県では、11月を「ケアラー月間」と定め、ケアラー支援への理解と協力の輪を広げ、ケアラーが孤立することのない社会の実現に取り組んでいます。詳しくは県ホームページをご覧ください。

市では、ケアラーが利用できるサービスや支援内容等の情報を発信しています。

 ケアラー月間に関すること…県地域包括ケア課 ☎048-830-3256、ケアラー支援啓発に関すること…地域包括ケア課 ☎963-9163、ヤングケアラーに関すること…こども家庭センター ☎963-9319、☎59686

11月は埼玉県「いじめ撲滅強調月間」

いじめは重大な人権侵害であり、いじめられたこどもには、心身に深刻な被害が生じることがあります。県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」と定め、いじめ問題の根絶に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら、一人で悩まず相談・通報してください。

○子どもスマイルネット

いじめなど、こどもに関するあらゆる相談を本人・保護者等から受ける埼玉県の窓口です。
＊こどもの権利に関する悩みは「埼玉県子どもの権利擁護委員会」が力になります(面接相談、予約制)

▶**時間**：毎日10:30～18:00(祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

▶**電話**：☎048-822-7007

 県青少年課 ☎048-830-2907

秋の全国火災予防運動「火の確認 いい日を支える いい習慣」

▶**期間**：11月9日(月)～15日(日)

○消防局の重点推進事項

- ・防火対象物における防火管理体制の確立
- ・住宅防火対策
- ・製品(リチウムイオン充電式電池等)火災の発生防止に向けた取り組み

○火災予防ポスター展(防火安全協会との共催)

▶**期間**：11月6日(金)～18日(水)

▶**会場**：イオンレイクタウンkaze1階テナント間通路

▶**内容**：市内29校の小学6年生が描いた火災予防ポスター168作品を展示

○駅頭防火広報

▶**日時**：11月10日(火)10:00から

▶**会場**：せんげん台駅、北越谷駅、新越谷駅

○火災予防のための住宅訪問

▶**日程**：11月1日(日)～30日(月)

▶**内容**：女性防火クラブ員が各世帯を訪問して住宅の防火対策を呼びかけます
 予防課 ☎974-0103、☎79061

食料品等物価高騰対策支援事業がやポンを期限内にご利用ください

▶**利用期限**：令和9年2月28日(日)まで

○「がやポン」を紙のまま使う

①「がやポン」を切り取って加盟店に持っていく

②お会計時に「がやポン」を提示する

○「がやポン」をスマートフォンに入れて使う

①スマートフォンに専用アプリ「がやポン」をダウンロードし、会員登録(要メールアドレス)

②アプリから紙のがやポンの二次元コードを読み込み、残高をスマートフォンに移す

③お会計時に、お店に設置してある二次元コードをアプリで読み込んで支払う

＊スマートフォンに移行すると、紙のがやポンは使えなくなります

＊店舗により使える支払い方法が異なります

＊加盟店舗等、詳しくは、がやポンに同封のチラシまたは市ホームページを参照

○がやポン市民コールセンター

☎0120-616-377(フリーダイヤル)

▶**利用期間**：令和9年2月26日(金)まで。8:30～18:00(土・日・祝、12月29日～1月3日を除く)

 物価高騰対策支援室 ☎963-9329、☎115187

「もしもの外出」に備えて～位置検索端末の貸与～

位置検索端末機を持っている高齢者の位置情報をスマートフォン等で確認できるほか、万が一の事故に備えた日常生活賠償補償制度があります。また、介護者の悩みや健康に関する相談に応じる電話相談窓口もご利用になれます。

▶**対象**：市内在住で、認知症により外出時に行方不明になるおそれのある高齢者を在宅で介護している方

▶**費用**：900円(月額)

▶**申込み**：電話、窓口へ

 地域包括ケア課(第二庁舎1階) ☎963-9163、☎8387

埼玉県思いやり駐車場制度

障がいや介護、妊娠等の理由で歩行が困難と認められる方は、「利用証」を掲示すると、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」「優先駐車区画」を利用することができます。

▶**対象**：障がい者(児)、高齢者等(要介護1以上の方)、妊産婦、難病患者、けが人等のほか車いすの常時使用が必要と認められる方

▶**申込み**：電子申請、必要書類を県福祉政策課へ郵送、または下表窓口へ。詳しくは県ホームページを参照

対象	窓口
障がい者、けが人等	障害福祉課(第三庁舎1階)
障がい児	こども福祉課(第二庁舎2階)
高齢者等	介護保険課(第二庁舎1階)
妊産婦	こども家庭センター(第二庁舎2階)
難病患者	感染症保健対策課(越谷市保健所1階)

 県福祉政策課(☎330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1) ☎048-830-3223、福祉総務課 ☎963-9320、☎78808

介護マークを知っていますか

「介護マーク」は、介護者であることをさりげなく周囲に知ってもらうことで、介護者の心理的負担の軽減を目的としています。例えば介護者がトイレへ付き添うとき等に、周囲から偏見や誤解を受けることがないよう身に着けるものです。

▶**配布場所**：地域包括ケア課または事前に電話連絡のうえ各地域包括支援センターへ

＊ポスターの掲示等「介護マーク」の普及に協力いただける事業所の申請は下記へ

 地域包括ケア課(第二庁舎1階) ☎963-9163、☎8404

障がいのある方を虐待から守りましょう

障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障がいのある方を発見した場合、速やかに通報することが義務付けられています。通報者の秘密は守られますので、「ひょっとしたら」と思ったら迷わず通報をお願いします。

○虐待の種類と一例

身体的虐待	殴る、蹴る、縛り付ける、閉じ込める
性的虐待	わいせつなことをしたり、させたりする
心理的虐待	どなる、悪口を言う、無視する
放棄・放置	食事を与えない、医療を受けさせない
経済的虐待	お金を渡さない、勝手に財産を使用する

○埼玉県虐待通報ダイヤル

☎#7171または☎048-762-7533(24時間・365日受け付け、対応)

○虐待相談窓口

年齢	担当課	状況	連絡先
18歳以上	障害福祉課	施設内	☎967-5137
		家庭内	☎963-9164
18歳未満	こども福祉課	施設内	☎967-5219
		家庭内	☎963-9172

 上記の虐待相談窓口、☎8491

パスポートはオンライン申請が便利

オンライン申請は、戸籍謄本が不要、窓口に行く回数は受け取る時の1回のみ、手数料が安くなる、クレジットカードによる手数料オンライン納付が可能などのメリットがあります。

▶**必要なもの**：有効な署名用電子証明書および利用者用電子証明書が搭載されているマイナンバーカード、マイナアプリ対応のスマートフォン
＊詳しくは各ホームページを参照

 パスポートセンター ☎969-1818、☎126377

第71回越谷市内駅伝競走大会開催に伴う交通規制

▶**日時**：12月6日(日)8:30出走

▶**コース**：市役所前スタート、ゴール。市内23.8km。コース図およびランナー通過時間の目安については、市ホームページをご覧ください
 スポーツ振興課 ☎963-9284、☎122654